

青森県報

号外第三十八号

令和六年
六月七日
(金曜日)

目次

規則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……

告示

○会計管理者の事務の一部委任の一部改正……………(財務指導課) ……

規則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十一号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「警察本部警務部会計課」課出納員」を「警察本部警務部

会計課

課出納員

施設整備課

課出納員

に改める。

第八条第一項の表中「警察本部警務部会計課」課会計員」を

警察本部警務部
警察本部警務部

会計課

課会計員

施設整備課

課会計員

に改める。

附則

この規則は、令和六年六月十日から施行する。

告示

青森県告示第二百五十七号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号(会計管理者の事務の一部委任)の一部を次のように改正し、令和六年六月十日から施行する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

出納員の項の表中

公安委員会及び警察本部に属する次に掲げる事務

警察本部警務部

一 放置違反金及びこれに係る延滞金の収納事務のうち現金

会計課長の職に

又は証券の収納に関すること。

ある出納員

二 一時取扱金(集中調達物品の購入に係る入札保証金及び

契約保証金を除く。)の出納及び保管に関すること。

三 物品の出納及び保管に関すること。

四 前各号に規定する事務に附帯する事務に関すること。

を

公安委員会及び警察本部に属する次に掲げる事務(警察本部

警察本部警務部

警務部施設整備課長の職にある出納員に委任された警察本部

会計課長の職に

警務部施設整備課に属する事務を除く。)

ある出納員

に改める。

<p>一 放置違反金及びこれに係る延滞金の収納事務のうち現金又は証券の収納に関する事。</p> <p>二 一時取扱金（集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。）の収納及び保管に関する事。</p> <p>三 物品の収納及び保管に関する事。</p> <p>四 前三号に規定する事務に附帯する事務に関する事。</p> <p>警察本部警務部施設装備課に属する物品の収納及び保管並びにこれらに附帯する事務</p>	<p>警察本部警務部施設装備課長の職にある出納員</p>
---	------------------------------

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭